

第71号議案

豊後大野市選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

豊後大野市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年9月2日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

市議会議員選挙及び市長選挙における選挙公報の配布に係る特例を設ける等をしたいため、この案を提出するものである。



豊後大野市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市選挙公報の発行に関する条例（平成20年豊後大野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条中「選挙公報は」を「委員会は、選挙公報を」に、「記載された」を「登録された」に、「世帯」を「各世帯」に、「選挙の」を「当該選挙の」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による選挙公報の配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、市役所、支所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。